

滋賀データアイデアチャレンジ実施要綱 新旧対照表

滋賀データアイデアチャレンジ実施要綱（令和2年11月30日制定）の一部を次のように改正する。

旧	新
1～4 省略	1～4 省略
5 募集期間 令和2年12月1日～ <u>令和3年1月31日</u>	5 募集期間 令和2年12月1日～ <u>令和3年2月14日</u>
6～17 省略	6～17 省略
付 則	付 則
この要綱は、令和2年11月30日から施行する。	この要綱は、令和2年11月30日から施行する。
	<u>付 則</u>
	<u>この要綱は、令和3年1月25日から施行する。</u>

# 滋賀データアイデアチャレンジ 実施要綱

## 1 名称

滋賀データアイデアチャレンジ

## 2 目的

企業、各種団体、公共団体、学校、個人等の ICT 利活用による優良事例や、地域社会の発展に繋がる取組等を表彰することで、ICT・データを様々な課題を解決する手段・ツールとして、積極的に活用することを推進します。

## 3 主催

滋賀県地域情報化推進会議

## 4 後援(予定)

滋賀経済団体連合会、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ、滋賀県市長会、滋賀県町村会、滋賀県教育委員会、滋賀県

## 5 募集期間

令和 2 年 12 月 1 日～[令和 3 年 2 月 14 日](#)

## 6 応募資格

滋賀県内に在住する個人もしくはグループまたは滋賀県内に事業所がある企業、各種団体、公共団体、学校等が応募することができます。

なお、本要綱のすべての条項に同意していただくことが応募の条件となります。

## 7 募集内容

「滋賀県や関係機関が持つ(持ちうる)データの利活用」に係る提案について募集します。詳細は以下のとおりです。

(1)提案するデータの種類は問いませんが、「健康増進」に関連した利活用アイデアを募集対象とします。

(2)「健康増進」をテーマに、どのようなデータがあれば、そのデータを活用してどのような取組ができそうかを、様式に記載し、提出してください。提出様式は1～3までありますので、全て提出してください。詳細は以下のとおりです。

【様式1】 応募者や提案の概要を記入する様式です。

【様式2】 提案の詳細を記入する様式です。

※参考となる資料を添付可。

【様式3】 誓約書です。

(3)様式2には、どのようなデータをどのように活用するか、活用の結果どのような事業やサービスが展開できそうか(想定可)を分かりやすく記載してください。

(4)様式記入時、図や写真を使用いただいても構いません。

(5)ご記入にあたって、専門用語等を使用する場合は、簡潔に説明を付記してください。資料の提出枚数は、(様式1:1枚、様式2:1枚、様式3:1枚、その他参考となる資料:3枚まで)とします。

(6)応募者については、審査員による書面審査(1次審査)を行い、1次審査合格者については、後日、現地審査会場でプレゼンテーション(2次審査)を行っていただく予定です。発表時間は1者10分程度の予定です。プレゼン資料については、後日、該当者に対して別途作成を依頼いたします。

※審査方法の詳細については、後述の12を参照してください。

## 8 応募要件

過去に他のコンテスト等において受賞・入賞した提案等は応募できません。本推進会議の「滋賀 Web 大賞」「滋賀 ICT 大賞」の受賞歴がある場合も同様です。

## 9 応募方法

滋賀県地域情報化推進会議で指定する様式 1～3 に内容を記入し、E メール(宛先:chiiki@pref.shiga.lg.jp)により提出してください。別にデータの提出が必要な場合は、事前に事務局にご相談ください。なお、データ容量が 10MB を超えないようにしてください(10MB を超える場合も、事前にご相談ください)。

## 10 応募料金と経費

応募料金は無料です。応募のための作業やインターネット上への公開に要する経費、CD-R等の媒体やテスト端末の購入・往復の送料等の応募に付随する一切の経費は応募者の自己負担とします。

## 11 応募先(問合せ先)

滋賀県地域情報化推進会議事務局 「滋賀データアイデアチャレンジ」担当  
(滋賀県総合企画部情報政策課)

TEL:077-528-3381 FAX:077-528-4839

【特設ページ】 [http://shiganet.shiga-lg.jp/ict\\_award/entry/](http://shiganet.shiga-lg.jp/ict_award/entry/)

【E-mail】 [chiiki@pref.shiga.lg.jp](mailto:chiiki@pref.shiga.lg.jp)

## 12 審査

### (1) 概要

応募期間終了後、応募のあった提案について書面審査(1次審査)を実施し、書面審査合

格者については、後日、別途指定する会場にてプレゼンテーション会(2次審査)を実施します。1次審査および2次審査については、審査員(学識経験者等)による審査を行い、厳正なる審査の上、受賞者を選定します。なお、審査の経緯および結果についての問合せには一切応じられません。

(2) 日時

① 1次審査

令和3年2月上旬(予定)

② 2次審査

令和3年2月下旬(予定)

(3) 場所

2次審査会場については、1次審査合格者に別途連絡いたします。

### 13 審査基準

(1) 審査項目

① 実現可能性

提案内容はデータ利活用の実現可能性が高いものか。

② 発展性

提案内容はデータ利活用による効果が期待でき、将来的に発展性のあるものか。

③ 地域貢献性

地域の活性化に貢献しているか、または、貢献の可能性が高いか。

(2) 配点

① 5点 ② 5点 ③ 5点 (15点満点/人)

(3) 配点基準

特に優れている	優れている	普通	やや適正に欠く	適正に欠く
5点	4点	3点	2点	1点

### 14 表彰内容

以下の賞を選定、表彰し、賞金を授与します。なお、審査の結果、各賞が「該当なし」となる場合があります。

最優秀賞 1者 (賞金 10万円)

優秀賞 2者 (賞金 5万円)

### 15 表彰式

受賞者は、プレゼンテーション会(2次審査)終了後に、表彰式の実施を予定していますので、引き続きご出席をお願いいたします。

## 16 留意事項

- (1) 応募した提案に関する応募者の知的財産権の保全措置は、応募者の責任において行ってください。
- (2) 応募した提案について、法律上の問題が発生した場合は応募者において解決してください。主催者は、応募した提案にかかる第三者への権利侵害に関する責任を一切負いません。また、主催者が前記の法律上の問題により、損害を被った場合は、応募者は主催者に対し、損害を賠償する責任を負うものとします。
- (3) 応募者は、主催者が応募した提案を「滋賀データアイデアチャレンジ(以下「本大賞」という。)」および本推進会議の「滋賀データ活用ラボ(ICT 利活用検討部会)」にかかる活動等で使用することに、無償で包括的に同意するものとします。前記の本大賞および滋賀データ活用ラボの活動等の具体的な内容については、全て、主催者に一任するものとします。その活動等の例は、主催者が審査結果発表や次回の本大賞の PR のために、インターネット上に公開すること、マスコミに提供すること、主催者が開催する会議等で、配布・放映・議論すること等です。

この条件は、応募した提案の著作権の全部または一部が第三者に移転した場合にも継承されることとしますので、応募者は、著作権の全部または一部を移転する場合は、この条件の継承について明記した契約を締結してください。

また、今回応募いただく提案内容の実現に向けて、提案者に協力等を求める場合がありますので、予めご了承ください。
- (4) 応募した日から結果発表日までの間に、提案内容に大幅な修正・変更があった場合には、エントリーを取り消す場合があります。
- (5) 応募者が、審査の過程において本大賞の円滑な実施を妨げる行為を行った場合や、応募に際し、虚偽の申告を行った場合はエントリーを取り消します。
- (6) 賞の選定後に受賞事例としてふさわしくない行為があったと認められる場合には受賞の取消しと賞金等の返還を求める場合があります。
- (7) 次のいずれかに該当する者は、応募することができません。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 自己、自らの団体もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体また

は個人

(8) 企業の宣伝や、その他営利目的のものは審査対象外とします。

## 17 その他

(1) 応募の際に記入された個人情報は、本大賞の実施・運営のためにのみ利用します。なお、受賞者の氏名、団体名は公表します。

(2) 本要綱に明記されていない事項については、全て主催者が決定します。

付 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。